

第 188 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 3 年 5 月 20 日 (木)

時間 午前 10 時～

場所 福島テルサ 3 階あぶくま

(司会)

それでは、定刻となりましたので、只今より、第 188 回福島県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめ御了承下さい。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様にご配布しております資料のご確認をお願いいたします。①次第、②議案書、③資料 1 (県北都市計画下水道の変更について)、④参考資料 (県北・県中・会津都市計画区域マスタープランの見直しについて)。また、本日の名簿につきましては、議案書の 5 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、一部の委員におかれましては、リモート形式により御出席いただいております。また、質疑応答の際のマイクにつきましては、係員が除菌をしてお渡しいたします。

それでは、開催にあたり、土木部都市担当次長 諏江勇より御挨拶申し上げます。

(諏江次長)

皆様、おはようございます。土木部都市担当次長の諏江と申します。

第 188 回福島県都市計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より県政の伸展並びに都市計画行政の推進に対しまして、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、東日本大震災から 10 年が経過しました。今年度は、第 2 期復興・創生期間のスタートの年となります。県といたしましては、令和元年東日本台風等

を踏まえた防災・減災対策の強化、東日本大震災からの復旧・復興事業に全力を挙げるとともに、地方創生をしっかりと形にしていくため、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備に取り組んでまいります。

本日の審議会では、令和元年東日本台風で被災した河川の改修事業に伴い、県北浄化センターの区域を変更する「県北都市計画下水道の変更」について、御審議をお願いしております。

また、令和元年度から見直しを進めている県北・県中・会津都市計画区域マスタープランの素案をとりまとめているところでございますが、その経過について報告させていただきます。

委員の皆様には、それぞれの御専門の立場から、忌憚の無い御意見を賜り、御審議いただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

まずはじめに、出席委員数を御報告いたします。定員は19名のうち、出席委員は16名、うち代理出席者は6名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

御異議ないようですので、御指名申し上げます。1番の川崎興太委員、8番の川端茂樹委員のお二方をお願いいたします。

次に、議案書の目次をお開き願います。本日は、報告事項1件、議案1件、

都市政策推進専門小委員会からの報告1件を予定しております。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。第187回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

都市計画課の原でございます。着座にて説明申し上げます。

議案書の1ページでございますが、令和3年1月27日に開催しました、第187回福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして御報告申し上げます。

まず、「議案第2027号 県中都市計画道路の変更について」、こちらは、都市計画道路国道4号線の鏡石町内における4車線化に伴う道路起終点位置及び幅員の変更でございました。告示年月日は令和3年2月12日でございます。

続いて、「議案2028号 県南都市計画道路の変更について」、こちらにも、矢吹町内における都市計画道路国道4号線の整備計画に伴う、都市計画道路計3路線の幅員等の変更でございました。告示年月日は、令和3年2月12日でございます。

続いて、「議案第2029号 相馬地方都市計画道路の変更について」、こちらは、新地駅前における復興事業の進捗に伴う都市計画道路計2路線の幅員等の変更でございました。告示年月日は、令和3年2月9日でございます。

最後に、「議案第2030号 特殊建築物の敷地の位置について」ですが、こちらは、喜多方市内で計画されております、廃プラスチックや木くず類に関する産業廃棄物処理施設の設置に関する議案でございまして、許可年月日は、令和3年2月19日でございます。

報告は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。只今の報告に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

(質問等無し)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました1件となっております。議案第2031号「県北都市計画下水道の変更について」です。それでは、議事の審議に入らせていただきます。第2031号の議案について、事務局より説明願います。

(事務局)

まず、議案書の2ページをお開きください。「議案第2031号 県北都市計画下水道の変更について」、決定区分は、福島県でございます。関係市町村は、当該「流域下水道」の処理区に属する、福島市、伊達市、桑折町、国見町の計4市町でございます。

議案書の3ページをご覧ください。県北都市計画阿武隈川上流流域下水道県北処理区の「4 その他の施設」、県北浄化センターにかかる変更になります。県北浄化センターの区域面積につきまして、変更前434,000㎡を428,600㎡に変更するものでございます。変更を要する理由といたしましては、令和元年10月の台風19号豪雨により、県が管理する一級河川滝川が越水・破堤し、県北浄化センターなどが大規模な浸水被害を受けたことから、滝川の堤防整備に着手することとしており、被災原因が阿武隈川からの背水であることから、再度災害防止を図るべく、滝川の堤防を阿武隈川の堤防と同じ高さまで嵩上げする計画とした結果、滝川に隣接する県北浄化センターの一部区域が、河川改修事業地に含まれることとなり、同センター区域の変更を行うものであります。

では、スクリーン及びお手元の資料1により、御説明申し上げます。

資料1の2ページをご覧ください。まず、県の流域下水道について御説明いたします。流域下水道は、広域で処理する下水道であり、県内では、区域図に示すとおり、阿武隈川上流流域下水道として、4つの処理区がございます。青色が今回変更する「県北処理区」になります。

3ページをご覧ください。こちらは、阿武隈川上流流域下水道、県北処理区の概要図で、画面の上が北になります。黄色が福島市、青色が桑折町、緑色が伊達市、そして紫色が国見町の処理区域になります。それぞれの区域を結ぶように引かれた赤色のラインが、流域下水道の流域幹線を示しております。また、図の上部に引き出し線で示しているのが、今回の変更箇所であり、流域下水道の終末処理施設、県北浄化センターになります。県北浄化センターは、福島、伊達、桑折、国見4市町を対象としており、昭和57年に都市計画決定をし、処理を開始しております。

4ページをご覧ください。今回変更する県北浄化センターの位置は、国見町役場から東へ約5.3kmにあり、北側には県道五十沢国見線、東側には、国道349号、西側には、国道4号や東北自動車道、東北本線の藤田駅などがあります。浄化センターに隣接する北側の水色のラインが、令和元年10月の台風19号豪雨により破堤した一級河川滝川であり、南側の水色のラインが、一級河川阿武隈川であります。滝川と阿武隈川は、下水道処理場の東側で合流し、下流の宮城県へと流れてまいります。

5ページをご覧ください。こちらは、上空からの写真になります。赤色で囲

まれたエリアが、県北浄化センターです。周囲は田畑に囲まれ、近くには住宅などの建物も少なく、自然環境に恵まれた立地になっております。当エリアの北側、黄色の部分が、今回の変更で敷地の一部を廃止する箇所になります。

6 ページをご覧ください。次に、令和元年 10 月の台風 19 号による被災状況について、説明いたします。令和元年 10 月に本州を縦断した台風 19 号により、阿武隈川流域では記録的な豪雨となり、増水した阿武隈川からの背水、いわゆるバックウォーターにより、県北浄化センターの北部を流れる滝川も水位が上昇し、堤防の破堤に至りました。その結果、滝川から流入した河川水により、県北浄化センター敷地全体が甚大な浸水被害を受けました。破堤箇所については、国直轄代行事業により堤防が復旧されておりますが、今回、恒久対策として、県の河川事業により、滝川の堤防を阿武隈川の堤防と同じ高さまで嵩上げし、河川災害に対する防災力強化を図ることとしております。

7 ページをご覧ください。こちらは、下水処理場の施設平面図です。資料の上が北側になります。滝川の堤防整備に伴い、滝川に隣接する一部区域について、今回、下水道区域の廃止を行うものです。着色部分全体が現行の区域であり、面積は約 434,000 m²であります。黄色着色の部分が今回廃止する約 5,400 m²であり、滝川の堤防整備に必要となる区域になります。廃止する黄色の区域は、延長が約 630m、幅が約 4.5m であります。変更後の区域は、ピンクで着色のエリアとなり、428,600 m²となります。

8 ページをご覧ください。こちらは、県北浄化センターの敷地全体を撮影した航空写真です。

9 ページをご覧ください。こちらは、滝川の下流側から上流側を撮影した写真になり、赤い線が堤防整備のイメージになりまして、現在の堤防より、約 1.5m 嵩上げする計画です。

10 ページをご覧ください。こちらは、今回廃止する箇所を撮影したもので、黄色が廃止する部分になります。廃止するエリアの現況は、河川と隣接する緩衝帯の一部であり、浄化センターの施設管理用通路と排水路がございますが、河川整備に伴い移設する計画でございますので、区域廃止による影響はございません。

では、議案書の 4 ページをお開きください。本件につきましては、令和 3 年 4 月 16 日から 4 月 30 日まで案を縦覧に供した結果、意見書の提出はございませんでした。また、関連する 4 市町、福島市、伊達市、桑折町、国見町からの意見もございませんでした。

議案の説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。では只今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。今の議案の説明、これは水害対策として当然の措置かと思えます。これはバックウォーターによる浸水を防ぐために、阿武隈川の堤防と同じ高さにするということですが、それだけで、阿武隈川のバックウォーターを本当に滝川がのみきれて、下水道の施設に、今後どの程度の安全性で浸水を防げる計画になっているのか、その辺りをもう少し詳しく御説明いただけますか。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりお願いいたします。

(事務局)

お答えいたします。先程御説明したとおり、阿武隈川の堤防と同じ高さまで嵩上げするというところでございますが、阿武隈川の堤防につきましては、降雨の規模というのがございまして、L1と言われている規模、概ね60年に一度程度の降雨に耐え得る高さとなっております。それと同様の規模の降雨に関しましては、バックウォーターの影響を防げるということになりますが、それ以上の、例えば想定し得る最大の降雨については、当然耐え得る高さではございませんが、それと併せまして浄化センター本体の方も耐水化、例えば施設に水が浸入しないような、そういった対策工事もあわせて計画されてございます。また、堤防の構造でございまして、事業の中でボーリング調査等を行いまして、堤防の補強等についても、検討していくこととしてございます。

(会長)

ありがとうございます。ではお願いいたします。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。ありがとうございます。私が大丈夫かなと思うのは、私も市内の渡利に住んでいまして、くるみ川がしょっちゅう水害を起こしております。その時やはり、阿武隈川のバックウォーターをどうやって抱えて地域に水害を起こさないかということで、やはり堤防を高くする、同時に川幅を相当

広くして、バックウォーターをそこで受けるというような改修工事を行いました。それ以降は、くるみ川では殆ど水害は起きていないですね。この滝川は、堤防を高くするだけで川幅を広げなくても本当に大丈夫なのだろうかと考えました。今、御説明あったように、河川の基準は60年に一度の確率の基準で改修を行うということです。その基準で、雨が降っても大丈夫なような堤防の高さにするというのですが、今回もこの下水処理場が大変な被害に遭って、災害復旧事業だけでも大きな費用を要することになりました。ですから、こういう重要な施設があるこの河川については、同じ確率の工事だけでいいのだろうかという率直な疑問があります。この施設の地域の特殊性を踏まえた河川改修の考え方があってもいいし、或いは必要なのではないかと私は考えたので、ここの考え方だけお聞かせいただきたいということです。

(会長)

これは事務局でお答えできますか。

(事務局)

はい。河川改修の考え方でございますので、本来であれば河川部局でございますが、上下流を通じて流域治水プロジェクトというものを、まさに進行中でございます。それに基づいた一つの計画であり、流域全体で治水を考えているところだということでございます。

(会長)

ではお願いいたします。

(17番 宮本委員)

流域治水ということで、流域の市町村も参加しながら河川整備の在り方、或いは周辺の整備の在り方が必要かという議論が進められるということだと思いますが、重要な都市機能がここにあるということを前提にした河川の整備の在り方というのを、やはり都市計画を担当している部局としては、そういう観点で、河川整備についても意見をぜひ述べていく必要があると思いますので、これは意見として述べておきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。河川整備に関しましては、本審議会がどこまで管轄する案件なのかということもございますので、これは御意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

(13 番 梅野委員 (代理 : 川面))

13 番目の代理として出席しております、国土交通省福島河川国道事務所の川面と申します。今、宮本委員からお話しいただきました河川のことで、滝川は県さんで整備されておられまして、我々国土交通省としては、本川の阿武隈川を整備しておりますので、参考までに少しお話させていただければと思います。阿武隈川本川に関しましては、全川を通して土を除去する河道掘削でしたり、あと上流の方に遊水池を計画しております、それによって、福島県内全川の堤防からは、東日本台風と同じような洪水が起きても水が増えないような計画を目指しております。今、滝川の堤防を阿武隈川と同じ高さまで上げるというお話がありましたが、東日本台風の時もこの地域では少なくとも阿武隈川本川からは越水していないようになっておりますし、さらにこの今進めている整備によって、水位は下がると思いますので、滝川の堤防が上がれば、相対的に危険リスクは軽減されるかと思っております。宮本委員の仰ることも、ごもつともだと思いますので、これから我々国と県さんで連携してやっていきたいと思っておりますので、引き続き御指導よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。それでは、議案第 2031 号の議案に、御異議ございませんか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では、御異議無しと認めまして、議案第 2031 号は原案のとおり同意するということに決定いたします。

次に、次第の 4 番、都市政策推進専門小委員会からの報告に移ります。(1) 県北・県中・会津都市計画区域マスタープランの見直しについて、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、4 月 23 日に開催しました都市政策推進専門小委員会の内容について、お手元の参考資料に基づき、報告させていただきます。

2 ページをご覧ください。始めに、都市計画区域マスタープラン見直しの流れについて、説明いたします。今回、見直しの対象としているのが、県北・県中・会津の 3 つの区域マスタープランになります。区域マスタープランの見直しは、平成 21 年に策定した「新しい時代に対応した都市ビジョン」いわゆる「都

市ビジョン」の考え方にに基づき、平成26年度に現行の区域マスタープランが策定されておりますが、その後の社会情勢の変化などに対応するため、概ね5年ごとに見直しすることとしており、令和元年度から見直し作業に着手しております。

3ページをご覧ください。昨年度までの経過ですが、住民懇談会やアンケートの結果や、新たな社会動向などを踏まえて、見直しの検討を進めて参りましたが、昨年6月に書面開催で小委員会を開催し、見直し骨子案について御意見をいただき、御意見を踏まえて区域マスタープラン見直し素案の検討を行いました。先日の小委員会では、見直し素案のたたき台、見直しの視点等について御意見をいただいたところであります。

4ページをご覧ください。まず「都市づくりビジョン」につきましては、様々なトレンドを捉えて検証することが必要であり、次年度に実施を予定している都市計画基礎調査の結果で得られる様々な指標等をふまえ、抜本的な見直し検討を行っていきたいと考えております。今回の区域マスタープラン見直しにおいては、現行ビジョンの理念は継承しつつ、防災まちづくり、SDGsの推進、ポストコロナへの対応などについて、反映することとしております。資料の5ページ以降、8ページまでが、都市づくりビジョンの見直し素案となります。

8ページをご覧ください。こちらが、都市づくりビジョンの基本方針になります。大きな3本の柱、都市と田園地域との共生、コンパクトな都市づくり、ひとまちくるまが共生する都市づくりについては、継承しつつ、朱書きの部分、主に「防災まちづくり」の重点について補足をしております。

9ページをご覧ください。続きまして区域マスタープラン見直しの視点と、主な見直し箇所について御説明します。まず、今回見直ししている県北、県中、会津の3区域に共通する見直しの視点として、7項目に整理しており、1つ目が、防災減災の視点、2つ目が、都市の空洞化、スポンジ化への対応の視点を記載しております。

10ページをご覧ください。3点目として、地域コミュニティの維持、4つ目として、地球温暖化などの環境問題への対処や賑わいのある街中空間の創出の視点から、居心地が良く歩きたくなる都市空間の整備について記載しております。

11ページをご覧ください。5点目として国土強靱化に向けた、下水道や河川などの整備方針について記載しております。

12ページをご覧ください。6点目として、グリーンインフラの創出、7点目として、交流人口及び関係人口の拡大に関する視点について記載しております。

13ページをご覧ください。続きまして、各区域特有の視点として、区域ごとに3項目ずつ整理しております。主なものを御説明申し上げます。まず、県北

区域では、下段の②、こちらは、市街化調整区域の土地利用に関する記載であります。新たな IC 周辺におけるポテンシャル活用のなかで、復興道路として急ピッチで整備された相馬福島道路、伊達桑折 IC が昨年 8 月に供用したことや、伊達市堂ノ内地区における地区計画が、去る 2 月に都市計画決定されたことなどを踏まえ、現行のプランで記載のあった「流通業務地の配置」に加えまして、堂ノ内地区に関する記載を追加しております。主旨としましては、2 月に伊達市が策定した地区計画の内容に沿った地区施設等の整備が図られるなど、当該エリアにおける市街化の状況をふまえて、市街化区域への編入を検討するエリアとしております。

15 ページをご覧ください。次に県中ですが、下段の②において、広域交通の利便性を生かす施策として、郡山南、郡山中央 SIC 周辺への各種施設の誘導について補足記載しました。

16 ページをご覧ください。市街化調整区域の土地利用方針として、郡山市の旧農業試験場跡地の土地利用方針について記載しております。当該地に平成 28 年開所しました、ふくしま医療機器開発支援センターを核とした、医療機器関連産業の集積拠点形成に向けて、郡山市が「メディカルヒルズ基本構想」を策定したことなどを受け、地区計画の活用による都市基盤整備等の誘導について追加しております。

17 ページをご覧ください。続いて会津ですが、下段の②において、会津若松市で進められているスマートシティの視点を補足しております。

19 ページをご覧ください。以上、説明申し上げました見直しの案につきまして、先日の小委員会でもいただいた主な意見であります。区域マスタープラン見直しについては、言葉の言い回しや表現、文章の構成について、記載の意見をいただきました。また、都市づくりビジョンにつきましては、新しい生活様式への対応などを踏まえて、今後、抜本的な見直しを検討していくべきとの御意見をいただきました。これらの意見をふまえ、現在、素案の修正を行っているところであります。

20 ページをご覧ください。最後に区域マスタープランの見直しスケジュールについて、御説明いたします。令和 3 年度を御覧ください。先日の小委員会での御意見や、県庁内の各部局への意見照会などを踏まえて、素案の作成を進め、6 月には公聴会に向けた公告縦覧を行います。その後、7 月に公聴会を開催するとともに、市町村に対して素案への意見照会を行います。並行しまして、農政局など国の関係機関との協議を行いまして、原案のベースができた段階で、小委員会を開催し、御意見をいただく予定としております。現時点では今年度末頃の小委員会開催を予定しております。最終的には、次年度、令和 4 年度になりますが、公告縦覧や、最終的な市町村との調整を経まして、本審査会へ諮

問する形となりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

小委員会の報告は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。只今の報告に関して、都市政策推進専門小委員会を代表しまして、小委員会委員長の川崎委員から一言コメントをお願いします。

(1番 川崎委員)

1番の川崎です。小委員会の議論した結果につきまして、今事務局から丁寧に御説明いただいたとおりでございます。一言申し上げさせていただきますと、私が委員長を務めさせていただいたのは一昨年度からですが、この間何回か小委員会が開催されて、一貫してですね、いわば通奏低音のような感じで小委員会の中で流れているものがあって、資料の3ページにあるように、要するに福島県の都市計画の大元のビジョンなり方針というのは、この3ページの真ん中に緑の枠で書かれている、新しい時代に対応した都市づくりビジョンというのが大元にあって、この方針に即して、今回の下水道の議案のような都市計画が運用されているというような位置づけになっております。小委員会の中で度々議論になっておりますのは、都市づくりビジョンが平成21年に策定されて以来、十数年が経過しているわけですが、この間、福島県の都市計画、もしくは福島県政全体にとって大きな出来事がいくつかありました。一つは東日本大震災・福島原発事故ありましたし、さらにはSDGs、或いは令和元年東日本台風など様々な大きな出来事がありました。そうした中で、もしかするとこの大元となっている都市づくりビジョンそのものをもう一度見直して検証して、変えるべきことがあるのではないかというようなことが一貫して小委員会の中で言われてきました。先程、事務局の御説明にもありました、参考資料の8ページにあるように、都市づくりビジョンの中で3つの柱が掲げられています。今回の小委員会の中では、特に防災・減災の視点を取り込む形で、赤字のような修正を行っております。しかしながら、例えば、先程の議案のようなことが、基本方針の「都市と田園地域等が共生する都市づくり」の2行目の「安全・安心に暮らし続けられる環境の創出」といったような方針のもとに行われているということになりますが、皆さん御存知のとおり、福島県は今後40年間で人口が半分になったりするという事です。今、「都市と田園地域等が共生する都市づくり」の中で、防災の在り方として、破堤したから堤防を嵩上するという事は、まだ体力があるからやっつけられますが、もし半世紀後になったら同じようなことができるかという、そういったことが全てできるような状況になっていないだろうというような可能性もございます。そういった点も踏まえて、

もしかすると「都市と田園地域等が共生する都市づくり」という方針が、今後、福島県の都市計画において、堅持すべき方針として妥当なのかどうか。或いは妥当だとしても、今の方針に基づく都市計画の運用の在り方というのは、このままでいいのだろうか、改善すべき点はないのだろうかといったことも含めて、もう一度、福島県の都市計画を見直すべきではないかというような御意見が、小委員会の中でこれまで通奏低音のように流れているのではないかというようなことであります。いずれにしましても、今回の小委員会の結果につきましては、先程の事務局の説明のとおりですが、それ以外の今後の課題としましては、今申し上げたようなことがあるというように委員長としては認識しております。以上になります。

(会長)

川崎委員ありがとうございました。こういう言い方をすると、問題があるかもしれませんが、この審議会はある意味、目先のことについて検討することも必要ですが、そうではなくて、半世紀とかそういうスパンで都市づくりを考えていかなければならない時代に入ってきているのではないか、そういう大きな宿題をいただいたというような印象を持ちました。

委員の皆様から、只今の川崎委員の御説明も含めまして、御質問・御意見等があればお願いします。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。この10年間にやはり県内の都市環境、生活環境は大きく変化してきていますよね。そして、特にこの10年間の中で、温暖化の影響が非常に大きくなってきていると思います。そこに来てこのコロナの感染の広がりが出てきているということで、今まで私たちが経験したことないようなことが次々に展開して、こういう時にどういうまちづくりが必要なのかという議論は本当に大事だと思っております。それで福島県は基本的に7つの生活圈構想というのを基本にして、そこに必要な都市機能を置いていきたいと思います。この人口減少が中々止まらないですね。だから、どうしても過疎化は進んでしまうというような時に、そこに安心して暮らせるまちづくりとはどうあるべきなのかと、この7つの生活圈という大きな括りの中だけで、まちづくりを考えるというような観点だけでいいのかなと個人的には考え始めています。これからの時代に対応するためには、もっと身近なところに引き寄せて、都市の在り方、都市機能の在り方というのを考える必要があるのではないかと思います。今、コロナのワクチン接種で、高齢者が接種会場まで行けないのでどうしたらいいかという相談もきています。それが今、現実には起きて

いる時代です。だから、本当に生活者の目線で、まちづくりをどう考えるべきなのかという観点が非常に重要ではないかと私は考えているのですが、この点については小委員会で議論されたことがあればお聞かせいただけますか。

(会長)

川崎委員、そういった議論はございましたでしょうか。

(1 番 川崎委員)

委員の皆さんは福島に生活されていて、その立場からの意見ですので、そういった意味では、生活者の意見を反映していると思いますが、そういったことを踏まえて先程私が申し上げたように、自分の暮らし或いは自分の子供たちの代の暮らしを考えて、今後 50 年先を見据えた場合に、今と同じような都市計画はできないだろうということは明らかになっています。その大元の都市づくりビジョンは本当に妥当なのだろうかということを、しっかりと数値なりデータを持って、もう一度検証すべきではないかということ、小委員会の委員の方が一生活者として暮らしている中で、そういった住民の視点の意見として表出されたと私は思います。

(会長)

ありがとうございます。では、お願いします。

(17 番 宮本委員)

ありがとうございます。仰るように、皆さん住民の目線でどうしたらいいかということ、議論してきたというのは当然のことなので、小委員会の中ではもっと引き寄せて議論していただけると良いと思います。そして、それとも関わるのかもしれませんが、今回の見直しの中で一番大きなテーマだと私が思うのはやはり県北です。県北の伊達市の堂ノ内地区の市街化調整区域の見直しについて、市街化区域への編入を検討するというような表現がなされております。先程説明があったように、この堂ノ内地区は既に伊達市が地区計画を都市計画決定しているわけですね。そして、イオンが商業まちづくり条例に基づいて、計画を提出するというような段階まで、まだ正式にはそこまで来てませんが、そういう段階に来ているということは承知はしております。しかし、それは本当に県民が安心して住めるまちづくりに繋がっていくのかという懸念を非常に大きく持っております。そのような中で、今回の素案は、市街化調整区域から市街化区域への編入を検討するということ、一歩踏み込んだけれどそこに留まったという意味合いもあるかと思いますが、このような表現にされた理由

といたしますか、状況認識と今後の見通しについて、御説明いただければと思います。

(会長)

では、事務局よりお願いします。

(事務局)

はい。市街化区域への編入でございますが、こちらにつきましては、令和元年11月に県で策定した市街化区域への編入基準がございます。こちらにつきまして、こういった地区計画が定められたところにつきましては、計画的な市街地整備が完了した区域について、市街化区域への編入を検討することとしております。もう少し具体的に言いますと、市街化調整区域における地区計画が策定された区域で、地区施設の整備が既に完了したところについては、市街化区域への編入を検討するということになっておりますので、その基準に基づいた記載になってございます。

(会長)

ありがとうございます。では、お願いします。

(17番 宮本委員)

そうしますと今の説明で、市街化区域への編入基準で面的な整備が完了した区域については、市街化区域への編入を検討するという基準に合致するということですね。これは時期的には、どれぐらいの時期、いつの時期というふうに今の時点では考えていらっしゃるでしょうか。

(会長)

事務局でお答えできますでしょうか。

(事務局)

はい。土地区画整理事業自体の組合の認可は3月になされて、今ですね、組合の事業者さんから土地区画整理事業の事業認可の申請が上がっているところでございます。その審査中ございまして、そちらにつきましては、あくまでも区画整理ということで、基盤の整備の事業申請でございまして、大型商業施設の事業者の方からの申請がまだなされてない状況でございますので、具体的なスケジュールについては、私どもでは存じ上げていないというところでございます。

(会長)

ありがとうございます。では、お願いします。

(17番 宮本委員)

そうしますと、来年度決定するのは区域マスタープランですね。土地の用途変更の都市計画の見直しの時期については、いつになりますか。

(会長)

事務局よりお願いします。

(事務局)

はい。今回の区域マスタープランの見直しでは、次年度本審議会に諮問して決定するということになりますが、これと併せて、区域区分の編入も区域マスタープランと密接に関わることでございますので、一部を行いたいと考えてございます。ただ、区域区分・区域マスタープランの見直しにつきましては、冒頭説明しましたが、概ね5年サイクルで社会情勢の変遷等を踏まえて見直しとしておりますので、次年度から5年後ぐらいに見直しのタイミングが来るというような形でございます。

(会長)

ではお願いします。

(17番 宮本委員)

そうしますと、来年度、区域マスタープランの見直しと同時に、一部区域の用途の変更もあるかもしれないと、その次はさらに5年後だと、こういうスパンで考えているということですね。この区域マスタープランも用途の変更も、まちづくりに大きな影響が出てきます。それで、今まで県がこういう大きな計画の見直しをする時に、どのように意見を聞いているかということ、市町村ですよ。住民から、地方から意見を聞くという時に、聞く主体はどこにあるかということ、どうしても市町村ですよ。しかし、市町村と住民の意見が必ず一致しているというか、より近いものになっているのかということ、中々そこはそうではないというようなことを私達も体験しています。まちづくりは、やはり市町村というよりは、そこに住む住民がどのように自分達の意見を反映させながらまちづくりを考えていくのかという観点が非常に重要ではないかと思えます。今回の伊達市の地区計画についても、県内の市町村からは、反対の意見はありませんでした。でも、例えば福島市内の中心市街地の商店を周ってみますと、

やはり非常に心配な声が聞こえてきます。だから、実際にあそこで生活し生業を営んでいる人達にとっては非常に心配なことがたくさんあるのだけれど、それが自治体の意見として県に反映されていかないというような問題が起きています。ですから、まちづくりを進める過程で、どうやって住民参加を保障していくのか、この仕組みづくりをどうしたらいいのかというのは、やはり非常に大きな課題としてあると考えております。今後の見直しにあたっては、ぜひ住民参加の在り方を、県内の住民というのは市町村だという今までの考え方だけで良いのかということに立ち返っていただいて、住民参加の在り方をやっぱり検討していただきたいと思いますが、何か御意見あればお聞かせいただけますか。

(会長)

事務局、御発言ありますか。

(事務局)

はい。委員の意見はごもっともでございます。都市計画の変更には、法で決められた公告縦覧、それから意見陳述、公聴会等の住民意見を反映する機会がございますが、それとは別に任意の説明会という手法もございまして、今回の議案でありました県北流域下水道の議案につきましても、任意の説明会を開催させていただいて、住民の意見を吸い上げてきたという経緯もございます。我々につきましても、今後も同様に、地域住民との対話はしっかりとやっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(会長)

今年の7月にも公聴会は開かれる予定ということですか。

(事務局)

はい。区域マスタープランの見直しにつきましても、7月にまず公聴会を行いまして、意見があれば素案の方に反映していくという考えでございます。

(会長)

この参考資料の最後のスライドの紫色で示されている部分が、住民の意見を聴くという機会になっていると思いますので、令和元年度に2回、今年度に2回、それから来年度に1回、そういった機会が設置されているということかと思えます。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(10 番 佐藤委員)

10 番の佐藤でございます。新しい時代に対応した都市づくりビジョンが平成 21 年 3 月に策定されて、そのままなので、この部分について、国の状況等に基づいて様々な見直しが必要になってきているという状況でありますので、その前段で、ビジョンについては、先程も御指摘がありました。今言われている状況の中で、例えば防災・減災、人口減少、パンデミック、あともう一つ、福島県の 2050 年の CO₂ゼロ宣言ということもあります。これは平成 21 年 3 月の時点では、想定されていなかったこともたくさん含まれていると思います。そういうものをしっかり踏まえて議論しなければならないと思います。また、先程、宮本委員からお話ありましたように、福島県は 7 つの生活圏ということで、一つの生活圏は人口 30 万人という考え方が基本ではあります。いわゆる人口 210 万人の時の計画でやっているという状況でありますから、体力のある間は良いですが、今後 7 つの生活圏の人口が 30 万人から 15 万人になった時に、果たして都市機能として維持できるのかということも考えなくてはいけないと思います。この議論については早めにやらなくてはいけない、生活圏の在り方についても、早めに議論しなくてはいけないと思いますので、小委員会でもそういった議論をしっかりやっていただければありがたいと思います。よろしくお願います。

(会長)

ありがとうございます。これは御意見として承らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。では、事務局の方で、受け止めていただければと思います。他にございますか。それでは、この件については、小委員会からの報告を承ったということで扱わせていただきます。

本日の審議事項は以上でございます。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございます。では司会を事務局へお返しします。

(司会)

熱心な御審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 188 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 1 時間)

以上のとおり相違ないことを証します。

1 番 川崎 興太

8 番 川端 茂樹
